青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、首都圏における青森県情報受発信交流拠点の実施設計及び施工を一体的に行う「青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務」（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法その他必要な事項を定めるものである。

県は、参加者から提出された企画提案等を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を受注候補者として選定する。選定後は、最優秀者と契約締結に向けた協議を行い、仕様及び契約条件を確定した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号の規定による随意契約の手続を行う。

なお、契約の予定価格が、地方自治法第 96 条第１項第５号及び青森県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年４月青森県条例第 26 号）に定める議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、仮契約を締結し、青森県議会の議決を得た後に本契約とする。

１　業務概要

（１）業務名

青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務

（２）業務場所

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号　鉄鋼ビルディング１階（店舗面積　約 600 ㎡）

（３）業務内容

県が首都圏に新たに開業する青森県情報受発信交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）について、「青森県情報受発信交流拠点基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、次に掲げる業務を行う。

ア　拠点施設の内装（設備及び什器を含む。）の実施設計に関する業務（以下「実施設計業務」という。）

イ　拠点施設の内装（設備、什器及び備品を含む。）の施工に関する業務（以下「施工業務」という。）

施工業務は、実施設計と並行して施工準備を進める「内装施工業務」と、実施設計の成果を踏まえて工事内容、工事費及び工期を確定して施工する「演出施工業務」に区分する。区分の詳細は要求水準書のとおりとする。

（４）業務の要求水準

本業務の要求水準は、「青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に定めるとおりとする。

（５）提案上限額

金 1,050,996,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

このうち、実施設計業務及び内装施工業務の合計額の目安は、金 303,876,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

経費見積書は、実施設計業務、内装施工業務及び演出施工業務の金額を区分して作成すること。提案上限額を超える見積りを提出した者は失格とする。

（６）履行期限

令和９年 12 月 31 日（金）

契約の時期及び各業務の履行期限は、最優秀者の選定後、協議の上決定する。

（７）留意事項

ア　業務場所は都心の既存オフィスビル内のテナント区画であり、工事時間、搬出入経路、騒音・振動を伴う作業、工事申請等について、建物所有者が定める館内規則等による制約が多いことに十分留意すること。詳細は要求水準書及び提供資料を参照すること。

イ　実施設計業務及び施工業務は、原則として同一の者（コンソーシアムを含む。）と契約する。

ウ　県が別途発注する「（仮称）開店準備・運営業務」の受託者（以下「運営受託者」という。）及びＢ工事実施事業者と連携・調整を図ること。

（８）スケジュール（予定）

日程	内容
令和８年 11 月９日（月）	公募開始（実施要領等の公表）
令和８年 11 月 12 日（木）16 時	現地説明会参加申込期限
令和８年 11 月 13 日（金）	現地説明会
令和８年 11 月 17 日（火）16 時	質問書提出期限
令和８年 11 月 19 日（木）	質問に対する回答
令和８年 11 月 20 日（金）16 時	参加表明書等提出期限／資料提供依頼期限
令和８年 11 月 25 日（水）	参加資格確認結果の通知
令和８年 12 月８日（火）16 時	企画提案書等提出期限
令和８年 12 月上旬	審査会（プレゼンテーション審査）
令和８年 12 月中旬	審査結果の通知
令和８年 12 月中旬以降	契約協議を経て契約締結（※）
令和９年 12 月 31 日（金）	業務完了

※　契約が議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、仮契約締結後、県議会の議決を経て本契約となる。

（９）問合せ先及び書類の提出先

〒030-8570　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県観光交流推進部　県産品販売・輸出促進課　販売戦略推進グループ

担当　工藤、藤島

電話　017-734-9571　　電子メール　kensanhin@pref.aomori.lg.jp

２　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。この間に要件を満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消す。

（１）基本的要件

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定により一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、知事の確認を受けた者を除く。）でないこと。

エ　県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ　参加表明書の提出期限の日から受注候補者の決定の日までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月 28 日付け青監第 633 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（２）業務に関する要件

ア　青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年２月青森県規則第６号）第７条第１項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務「建築一般（建築）」及び「意匠（建築）」に登録されている者（企画提案書等の提出期限までに登録を受ける見込みの者を含む。）であること。

イ　青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）第８条第１項に規定する有資格建設関連業者名簿の「内装仕上工事」に登録されている者（企画提案書等の提出期限までに登録を受ける見込みの者を含む。）であること。

ウ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の３第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による内装仕上工事業の特定建設業の許可を受けていること。

オ　次に掲げる技術者を配置できること。

（ア）　管理技術者（実施設計業務の技術上の管理を行う者）　一級建築士の資格を有する者

（イ）　監理技術者（施工業務の技術上の管理を行う者）　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、建設業法の規定に基づき専任で配置できる者

カ　平成 28 年度以降に、国若しくは地方公共団体が発注したアンテナショップ又は物産販売施設に係る設計業務及び内装仕上工事を、元請として受注し履行を完了した実績を有すること。

（3）コンソーシアムで参加する場合の要件

参加者は、単独の法人又は複数の法人で構成するグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。コンソーシアムで参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア　構成員の全てが、（1）の基本的要件を満たすこと。

イ　（2）の業務に関する要件は、コンソーシアム全体で満たせばよいものとする。この場合において、（2）ア、ウ、オ（ア）及びカのうち設計業務の実績は設計を担当する構成員が、（2）イ、エ、オ（イ）及びカのうち内装仕上工事の実績は施工を担当する構成員が、それぞれ満たすこと。

ウ　構成員の中から代表法人を定め、代表法人が参加手続を行うこと。

エ　構成員は、本業務の履行に関して連帯して責任を負う旨の協定を締結し、代表法人に対し、参加申請、提案及び契約締結等に関する権限を委任すること。

オ　単独で参加する者及びコンソーシアムの構成員は、本プロポーザル参加に係る他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

カ　参加表明書の提出後は、代表法人及び構成員の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情があると県が認める場合は、この限りでない。

キ　再委託先又は下請負人として本業務に協力する者（以下「協力会社」という。）は構成員に含めない。協力会社は、他の参加者の協力会社となることを妨げない。

3　参加表明書等の提出及び参加資格の確認

（1）提出期限

令和８年 11 月 20 日（金）16 時必着

（2）提出先

１（9）の提出先

（3）提出方法

電子メールにより、PDF 形式で提出すること（件名は「【参加表明】情報受発信交流拠点実施設計・施工（参加者名）」とする。）。送信後、電話により着信を確認すること。

（4）提出書類

No.	書類名	様式
1	参加表明書	様式第 1 号
2	誓約書	様式第 2 号
3	業務実績調書（実績を証する契約書の写し等を添付）	様式第 3 号
4	配置予定技術者調書（資格者証の写しを添付）	様式第 5 号
5	一級建築士事務所登録証明書及び建設業許可通知書の写し	任意
6	コンソーシアム構成表（コンソーシアムの場合のみ）	様式第 9 号
7	コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合のみ）	任意
8	委任状（コンソーシアムの場合のみ）	様式第 10 号

（５）参加資格の確認及び結果の通知

ア　県は、提出書類により参加資格の有無を確認し、令和８年 11 月 25 日（水）までに、その結果を代表者に電子メールで通知する。確認に当たり、問合せを行う場合がある。

イ　参加資格がないと認められた者には、その理由を付して書面により通知する。当該者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（県の休日を含まない。）に、書面により説明を求めることができる。

（６）参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届（様式第８号）を（３）の方法により提出すること。辞退したことを理由として、以後の県の発注において不利益な取扱いをすることはない。

４　現地説明会

（１）日時

令和８年 11 月 13 日（金）10 時 30 分から 12 時まで

（２）場所

鉄鋼ビルディング（東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号）

※集合場所は申込者に別途通知する。

（３）参加申込

現地説明会参加申込書（様式第４号）に必要事項を記載し、令和８年 11 月 12 日（木）16 時までに、１（９）の提出先へ電子メールで提出すること。

（４）留意事項

ア　参加者は、１者につき３名以内とする。

イ　現地説明会への参加は、本プロポーザルへの参加の要件としない。

ウ　現地では、建物所有者及び県の指示に従うこと。説明会の場では質問を受け付けないため、質問は６の方法により行うこと。

エ　現地までの交通費等は参加者の負担とする。

５　資料の提供

企画提案に必要な次の資料は、建物の管理運営及び防犯上の理由から、資料提供依頼書兼秘密保持誓約書（様式第７号）を提出した者に限り、電子データで提供する。

（１）　提供資料　青森県情報受発信交流拠点基本計画、総合図、店舗諸元表、工事区分表、館内規則（工事関係）、その他県が必要と認める資料

（２）　依頼期限　令和８年 11 月 20 日（金）16 時

（３）　依頼方法　１（９）の提出先へ電子メールで提出すること。

（４）　提供を受けた資料は、本プロポーザルの検討以外の目的に使用せず、審査終了後（受注候補者は契約締結後に不要となったとき）速やかに廃棄すること。

６　質問の受付及び回答

（１）受付期限

令和８年 11 月 17 日（火）16 時必着

（２）質問方法

質問書（様式第６号）により、１（９）の提出先へ電子メールで提出すること。電話、来訪等による質問は受け付けない。

（３）回答方法

令和８年 11 月 19 日（木）までに、質問者名を伏せた上で、現地説明会参加申込者、資料提供依頼者及び質問者の全員に電子メールで回答する。なお回答は、本要領及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

７　企画提案書等の提出

（１）提出書類及び部数

No.	書類名	様式	部数
１	企画提案書提出書	様式第 11 号	正本１部
２	企画提案書	任意（Ａ４）	正本１部、副本 10 部
３	経費見積書	様式第 12 号	正本１部
４	経費見積内訳書（積算根拠を含む。）	様式第 13 号 ほか任意	正本１部、副本 10 部
５	上記２から４までの電子データ（PDF）	ＣＤ－Ｒ等	１枚

（２）企画提案書の作成要領

ア　用紙はＡ４判縦長左綴じを原則とし、表紙及び目次を除き 12 ページ以内とする。Ａ３判を用いる場合はＡ３判２ページ分として数え、Ａ４判に折り込むこと。

イ　文字の大きさは、原則として 12 ポイント以上とする（図表内の文字を除く。）。

ウ　文章による記述を基本とし、これを補完するイラスト、イメージ図、レイアウト図等を用いることができる。ただし、詳細な設計図、模型、精緻な完成予想図（CG）等は求めない。

エ　企画提案書には、次の事項をこの順に記載すること。記載事項は８（３）の評価項目に対応する。

記載事項	記載内容
（ア）業務の理解	・基本計画のコンセプト及び物産販売・交流・催事の各機能に対する理解 ・鉄鋼ビルディングにおける館内規則等の制約及び工事区分（Ａ・Ｂ・Ｃ工事）に対する理解
（イ）実施設計の方針	・基本計画を踏まえた実施設計の全体方針 ・ゾーニング、動線、可変性（可動間仕切り等による交流・催事への転換）の考え方 ・店内の配色、床・壁・天井等の仕様、装飾、照明、サインの考え方 ・本県の特長（県産材、伝統工芸、地域素材等）の活用方法 ・ユニバーサルデザイン及び維持管理への配慮 ・運営受託者及び建物所有者との協議・調整の進め方 ・設計体制（管理技術者及び担当技術者の人数、役割、資格）

記載事項	記載内容
（ウ）施工の方針	・館内規則等の制約下での施工計画（作業時間帯、搬出入、騒音・振動・臭気対策、共用部の養生） ・内装施工と演出施工の進め方 ・工期短縮のための与件整理とその対策（根拠を含む。） ・品質管理及び安全管理の方法 ・不測の事態が生じた場合の組織的な対応体制 ・施工体制（監理技術者、主な協力会社）
（エ）業務スケジュール	・実施設計から内装施工、演出施工、検査・引渡しまでの全体工程（開設時期との関係を含む。） ・提案した期間で業務を完了できる根拠及び方策
（オ）実績	・様式第３号に記載した実績のうち、本業務に最も類似するもの（２件以内）の概要及び本業務への活用
（カ）経済性	・見積りの考え方及び積算根拠 ・コスト縮減の提案（品質及び機能を損なわないもの）
（キ）その他の提案	・要求水準を上回る提案がある場合はその内容（経費見積書に含むか否かを明記すること。）

（３）経費見積書の作成要領

ア　消費税及び地方消費税を含めた金額で見積もること。

イ　実施設計業務、内装施工業務及び演出施工業務の別に金額を記載し、合計額を記載すること。

ウ　経費見積内訳書は、施工業務について工種別（直接仮設、内装、什器・展示造作、映像・音響、グラフィック・サイン、電気・通信設備、機械設備、厨房機器、備品等）に区分し、主要な項目の数量、単価及び積算根拠を示すこと。

エ　見積額は、企画提案書の内容を全て実施することを前提とした額とすること。

（４）提出期限

令和８年 12 月８日（金）16 時必着

（５）提出方法

１（９）の提出先へ持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 16 時まで）又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、提出期限必着とする。）により提出すること。

８　審査

（１）審査体制

県が設置する「青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

（２）審査方法

ア　企画提案書等の書類及びプレゼンテーション・質疑応答により審査する。

イ　プレゼンテーションは、1 者当たり説明 20 分以内、質疑応答 25 分程度とし、提出した企画提案書の範囲内で行うこと（追加資料の配布は認めない。）。出席者は４名以内とし、管理技術者及び監理技術者の配置予定者は必ず出席すること。

ウ　日時及び場所（青森市内を予定）は、参加資格を有する者に別途通知する。プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

（３）評価項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点
業務の理解	・青森県の拠点施設として求められる機能及び内装等を理解しているか。 ・拠点施設が開業する建物における各種ルール（館内規則、工事区分等）を理解しているか。	10
実施設計	・実施設計を進めるためのポイントが明確かつ適切か。 ・基本計画のコンセプトを体現し、本県の特長を生かした配色、仕様、装飾、演出の考え方となっているか。 ・機能の可変性、ユニバーサルデザイン、維持管理に配慮しているか。 ・運営受託者及び建物所有者との調整方法は適切か。 ・設計体制の人数及び能力は適正か。	30
施工	・施工を進めるためのポイントが明確かつ適切か。 ・館内規則等の制約を踏まえた施工計画となっているか。 ・工期短縮を図るための与件整理とその対策を、根拠をもって示しているか。 ・施工中に不測の事態が生じた場合に、組織的に対応できる体制となっているか。	30
スケジュール	・提案された期間で完工できる根拠及び方策が明確か。	15
実績	・類似業務の実績から、本業務を遂行する能力があると認められるか。	5
経済性	・見積金額の算出根拠が明らかであり、経費節減に配慮しているか。	10
合計		100

（４）選定方法

ア　評価の方法は、別紙「評価基準及び採点表」のとおりとする。各審査委員の評点を合計し、合計点が最も高い者を最優秀者、次に高い者を次点者とする。

イ　合計点が満点の６割に満たない者は、最優秀者及び次点者として選定しない。

ウ　合計点が同点の場合は、「実施設計」及び「施工」の評点の合計が高い者を上位とし、なお同点の場合は審査委員会の協議により決定する。

エ　参加者が１者の場合も審査を行い、イの基準を満たす場合に限り最優秀者として選定する。

（５）審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者全員に電子メールで通知するとともに、最優秀者の名称、全参加者の評点（最優秀者以外の参加者名は伏せる。）等を県ホームページで公表する。審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

（６）失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア　提出期限までに必要書類を提出しなかった者

イ　提出書類に虚偽の記載をした者

ウ　本要領に定める様式、ページ数等に違反した者

エ　見積額が提案上限額を超えた者

オ　審査委員又は県の関係職員に対し、審査に関する働きかけを行った者

カ　その他審査委員会が不適格と認めた者

９　契約協議及び契約

（１）契約協議

県は、最優秀者を受注候補者として、提案内容に基づき仕様、経費等について協議し、合意が得られた場合は、予定価格の範囲内で契約を締結する。協議の過程で、提案内容の一部を変更し、又は採用しないことがある。

次のいずれかに該当する場合は、最優秀者の選定を取り消し、次点者と協議を行う。

ア　受注候補者との協議が整わなかった場合

イ　受注候補者が契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ　提出書類に虚偽の記載又は審査に影響を与える不備が判明した場合

エ　審査結果に影響を与える不誠実な行為が認められた場合

（２）契約の方法

ア　契約は、原則として実施設計業務及び施工業務を一括した設計施工一括契約とし、別添「設計施工一括契約書（案）」によるものとする。

イ　予算措置及び議会の議決の関係から、「実施設計業務及び内装施工業務」と「演出施工業務」とを別に契約する場合がある。この場合においても、契約の相手方は同一の者とすることを前提とし、演出施工業務は、実施設計の成果を踏まえて工事内容、工事費、工期その他の契約条件を確定した上で契約する。

ウ　コンソーシアムが受注候補者となった場合は、構成員全員を受注者（代表法人を代表者とする。）として契約し、構成員は連帯して責任を負う。ただし、協議の上、実施設計業務は設計を担当する構成員と、施工業務は施工を担当する構成員と、それぞれ契約する場合がある。

エ　契約保証金、前払金、部分払等は、契約書（案）及び青森県財務規則の定めるところによる。

１０　その他

・本業務は、県予算に係る県議会の議決を前提として実施するものである。予算が成立しない場合又は減額された場合は、事業内容を変更し、又は本プロポーザルを中止し、契約を締結しないことがある。

・議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、受注候補者の決定又は仮契約の締結をもって契約の成立を保証するものではなく、議会の議決が得られない場合は契約を締結しない。
・前２項の場合その他社会経済情勢の変化、不可抗力等により本業務を変更し、又は中止したときは、参加者が本プロポーザルへの参加に要した費用その他の損害について、県は補償又は賠償の責を負わない。
・本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
・提案は 1 参加者につき 1 案とする。提出後の書類の差替え、変更又は追加は認めない。ただし、県が追加資料の提出を求める場合は、この限りでない。
・提出書類は返却しない。県は、提出書類を本プロポーザルの審査及び契約協議以外の目的で使用しない。ただし、青森県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定により取り扱う。
・参加者は、本プロポーザルを通じて得た情報（公知のもの及び第三者から適法に取得したものを除く。）を第三者に開示し、又は本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。
・企画提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、県は、審査結果の公表等に必要な範囲で、受注候補者の企画提案書の一部を無償で使用できるものとする。
・手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法による。
・本要領に定めのない事項は、県が別に定める。

【添付資料】
・実施要領様式（様式第 1 号～第 13 号）
・要求水準書
・別紙　評価基準及び採点表
・設計施工一括契約書（案）